

別紙 1

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、令和元年 10 月 1 日以降は、これによらねたい。</p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2—26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p>	<p>標題のことについては、別紙のとおり定めたから、令和元年 10 月 1 日以降は、これによらねたい。</p> <p><u>ただし、第 1 号様式「消費税簡易課税制度選択届出書」の様式は令和元年 7 月 1 日からこれによる。</u></p> <p>なお、本通達に定めがない様式は、平成 7 年 12 月 25 日付課消 2—26 ほか 4 課共同「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）の別紙による。</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>申告関係</p> <p><u>1 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書</u></p> <p><u>消費税法（以下「法」という。）第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</u></p> <p><u>(1) 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定（以下「簡易課税制度」という。）の適用を受けない場合（簡易課税制度を選択している事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。）</u></p> <p>第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（一般用）」及び第3-(2)号様式の「消費税</p>	<p>1 仕入税額控除関係</p> <p><u>消費税簡易課税制度選択届出書</u></p> <p><u>消費税法（以下「法」という。）第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する同項の仕入れに係る消費税額の控除の特例の規定（以下「簡易課税制度」という。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「改正法」という。）附則第40条第1項《課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置》に規定する簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書は、第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」により提出する。</u></p> <p>2 申告関係</p> <p><u>(1) 消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書</u></p> <p><u>法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》、第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》又は第46条《還付を受けるための申告》並びに地方税法附則第9条の5《譲渡割の申告の特例》に規定する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式により提出する。</u></p> <p><u>イ 簡易課税制度の適用を受けない場合（第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者が基準期間における課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度の適用を受けない場合を含む。）</u></p> <p>第3-(1)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（一般用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申</p>

改 正 後	改 正 前
<p>及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>(2) 簡易課税制度の適用を受ける場合</p> <p>第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（簡易課税用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>2 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1) <u>1の(1)</u>の申告書</p> <p>第4-(9)号様式の「付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」及び第4-(10)号様式の「付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」</p> <p>(2) <u>1の(2)</u>の申告書</p> <p>第4-(11)号様式の「付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」及び第4-(12)号様式の「付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確</p>	<p>申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>ロ 簡易課税制度の適用を受ける場合（<u>改正法附則第40条第1項の規定により第1号様式の「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、簡易課税制度の適用を受ける場合を含む。</u>）</p> <p>第3-(3)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第一表（簡易課税用）」及び第3-(2)号様式の「消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」</p> <p>(2) 法第43条第3項、第45条第5項又は第46条第3項に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ <u>(1)のイ</u>の申告書</p> <p>第4-(9)号様式の「付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）」及び第4-(10)号様式の「付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）」</p> <p>ロ <u>(1)のロ</u>の申告書</p> <p>第4-(11)号様式の「付表4-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易用）」及び第4-(12)号様式の「付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表（簡易用）」</p> <p>(注) 申告に係る課税期間中又は中間申告対象期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財</p>

改 正 後	改 正 前
<p>保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、<u>(1)及び(2)</u>の様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p><u>1</u> <u>1の(1)</u>の申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」</p> <p><u>2</u> <u>1の(2)</u>の申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の</p>	<p>源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合には、<u>イ及びロ</u>の様式に代えて、次に掲げる申告書の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p><u>(イ)</u> <u>(1)のイ</u>の申告書</p> <p>第4-(1)号様式の「付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第4-(2)号様式の「付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」、第4-(5)号様式の「付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」及び第4-(6)号様式の「付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（一般用）」</p> <p><u>(ロ)</u> <u>(1)のロ</u>の申告書</p> <p>第4-(3)号様式の「付表4-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第4-(4)号様式の「付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象</p>

改 正 後	改 正 前
<p>譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第4－(7)号様式の「付表4－2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」及び第4－(8)号様式の「付表5－2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」</p> <p>3 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（以下「改正法」という。）</u> 附則第38条第1項《元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5－(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>(2) 改正法附則第38条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5－(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」、第4－(7)号様式の「付表4－2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」及び第4－(8)号様式の「付表5－2 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕（簡易用）」</p> <p>(3) 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）附則第16条第1項《課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する手続》に規定する申告書に添付することとされている書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>イ <u>改正法附則第38条第1項《元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置》</u>の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5－(1)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ロ 改正法附則第38条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5－(2)号様式の「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）」</p> <p>ハ <u>改正法附則第39条第1項《課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置》</u>の規定の適用を受ける場合</p> <p>第5－(3)号様式の「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕（仕入区分用）」</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>4</u> 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> <p>国税通則法第23条《更正の請求》、法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p>(1) 個人事業者 第6-(1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>(2) 法人 第6-(2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)共通</u> 第3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」及び第4-(1)号様式から<u>第5-(2)号様式</u>までのうち、該当する様式を併せて提出する。</p>	<p><u>(4)</u> 消費税及び地方消費税の更正の請求書</p> <p>国税通則法第23条《更正の請求》、法第56条《前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例》又は地方税法附則第9条の4《譲渡割の賦課徴収の特例等》の規定による更正の請求は、それぞれ次の事業者の区分に応じ、それぞれ次の様式に記載して提出する。</p> <p><u>イ</u> 個人事業者 第6-(1)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p><u>ロ</u> 法人 第6-(2)号様式「消費税及び地方消費税の更正の請求書」</p> <p><u>ハ</u> <u>イ及びロ共通</u> 第3-(2)号様式「消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書第二表〔課税標準額等の内訳書〕」及び第4-(1)号様式から<u>第5-(3)号様式</u>までのうち、該当する様式を併せて提出する。</p>

改正後

(削除)

改正前

第1号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

※この届出書を所得税法等の一部を改正する法律（平成元年七月一日以後提出すること）ができません。

Form with fields for recipient stamp, date, address, name, and tax details. Includes sections for '届出書者' (Applicant), '事業内容等' (Business Content), and '提出要件の確認' (Confirmation of Submission Requirements).

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

第3-1号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 届指定

通信日付印 確認

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認

年 月 日 指導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至令和 年 月 日

中間申告 自平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	000
消費税額②	
控除過大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
貸倒れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦	
控除不足還付税額⑧	
差引税額⑨	00
中間納付税額⑩	00
納付税額⑪	00
中間納付還付税額⑫	00
この申告書が修正申告である場合	
差引納付税額⑬	00
課税売上割合	
課税資産の譲渡等の対価の額	
資産の譲渡等の対価の額	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる課税額	
差引税額⑬	00
還付税額⑭	
納税額⑮	00
中間納付還付税額⑯	00
納付還付税額⑰	00
中間納付還付還付税額⑱	00
この申告書が修正申告である場合	
差引納付還付還付税額⑲	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額⑳	

付割賦基準の適用 有 無

延払基準等の適用 有 無

工事進行基準の適用 有 無

現金主義会計の適用 有 無

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 個別対応方式 一括方式

上記以外 全額控除

課税期間の課税売上高 千円

課税資産の譲渡等の対価の額

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

※①=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱、修正申告の場合②=⑩+⑳、※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-1号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 届指定

通信日付印 確認

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認

年 月 日 指導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至令和 年 月 日

中間申告 自平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	000
消費税額②	
控除過大調整税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
貸倒れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦	
控除不足還付税額⑧	
差引税額⑨	00
中間納付税額⑩	00
納付税額⑪	00
中間納付還付税額⑫	00
この申告書が修正申告である場合	
差引納付税額⑬	00
課税売上割合	
課税資産の譲渡等の対価の額	
資産の譲渡等の対価の額	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる課税額	
差引税額⑬	00
還付税額⑭	
納税額⑮	00
中間納付還付税額⑯	00
納付還付税額⑰	00
中間納付還付還付税額⑱	00
この申告書が修正申告である場合	
差引納付還付還付税額⑲	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額⑳	

付割賦基準の適用 有 無

延払基準等の適用 有 無

工事進行基準の適用 有 無

現金主義会計の適用 有 無

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 有 無

課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 個別対応方式 一括方式

上記以外 全額控除

課税期間の課税売上高 千円

課税資産の譲渡等の対価の額

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

※①=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱、修正申告の場合②=⑩+⑳、※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-②号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地 (電話番号) (フリガナ) 名称又は屋号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

改正法附則による税額の特例計算 軽減売上割合(10営業日) 附則38① 小売等軽減仕入割合 附則38②

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告の場合の対象期間 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

課税標準額 ※申告書(第一表)の①欄へ

Table with columns for tax asset transfer valuation amounts and specific tax input amounts, with percentage application rates (3%, 4%, 6.3%, 6.24%, 7.8%) and grid input fields.

Table for consumption tax amounts (①の内訳) with percentage application rates and grid input fields.

Table for return amounts (返還等対価に係る税額) with grid input fields.

Table for local consumption tax amounts (地方消費税の課税標準となる消費税額) with percentage application rates and grid input fields.

(注1) ①～④及び⑥欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。(注2) ⑤～⑥欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-②号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

納税地 (電話番号) (フリガナ) 名称又は屋号 (フリガナ) 代表者氏名又は氏名

改正法附則による税額の特例計算 軽減売上割合(10営業日) 附則38① 小売等軽減仕入割合 附則38② 小売等軽減売上割合 附則39①

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自平成 年 月 日 至令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告の場合の対象期間 自平成 年 月 日 至令和 年 月 日

課税標準額 ※申告書(第一表)の①欄へ

Table with columns for tax asset transfer valuation amounts and specific tax input amounts, with percentage application rates (3%, 4%, 6.3%, 6.24%, 7.8%) and grid input fields.

Table for consumption tax amounts (①の内訳) with percentage application rates and grid input fields.

Table for return amounts (返還等対価に係る税額) with grid input fields.

Table for local consumption tax amounts (地方消費税の課税標準となる消費税額) with percentage application rates and grid input fields.

(注1) ⑤～⑥及び⑧欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。(注2) ⑦～⑧欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-③号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (電話番号 - -)	
(フリガナ) 名称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左向き空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

一連番号	※
税務署	申告年月日 令和 年 月 日
処	申告区分 指導等 庁指定 届指定
理	通信日付印 確認
機	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
	身元確認
	年月日
	指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
	令和 年 月 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
 至 令和 年 月 日 対象期間 自 平成 年 月 日 中間申告 令和 年 月 日 申告書の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	0 0 0
消費税額②	0 0 0
貸倒回収に係る消費税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
税貨倒れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)	
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)	
差引税額⑨ (②+③-⑦)	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪ (⑩-⑨)	0 0
中間納付還付税額⑫ (⑩-⑨)	0 0
この申告書が修正申告 である場合 既確定税額⑬	
差引納付税額⑭	0 0
この課税期間の課税売上高⑮	
基準期間の課税売上高⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税控除不足還付税額⑰	0 0
地方消費税差引税額⑱	0 0
還付額⑲	
納税額⑳	0 0
中間納付譲渡割額㉑	0 0
納付譲渡割額㉒ (㉑-㉑)	0 0
中間納付還付譲渡割額㉓ (㉑-㉑)	0 0
既確定譲渡割額㉔	
この申告書が修正申告 である場合 差引納付譲渡割額㉕	0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額㉖	

付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%	
第1種	
第2種	
第3種	
第4種	
第5種	
第6種	
特別計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運手 付 る 由 を 受 付 め ら れ た 場 合	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・協同 本所・支所
預金口座番号	
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-
郵便局名等	
※税務署整理欄	
税理士 名 (電話番号 - -)	
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	

※①(④+⑤+⑥)-②-③+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

第3-③号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (電話番号 - -)	
(フリガナ) 名称 又は屋号	
個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左向き空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

一連番号	※
税務署	申告年月日 令和 年 月 日
処	申告区分 指導等 庁指定 届指定
理	通信日付印 確認
機	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
	身元確認
	年月日
	指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
	令和 年 月 日

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
 至 令和 年 月 日 対象期間 自 平成 年 月 日 中間申告 令和 年 月 日 申告書の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額①	0 0 0
消費税額②	0 0 0
貸倒回収に係る消費税額③	
控除対象仕入税額④	
返還等対価に係る税額⑤	
税貨倒れに係る税額⑥	
控除税額小計⑦ (④+⑤+⑥)	
控除不足還付税額⑧ (⑦-②-③)	
差引税額⑨ (②+③-⑦)	0 0
中間納付税額⑩	0 0
納付税額⑪ (⑩-⑨)	0 0
中間納付還付税額⑫ (⑩-⑨)	0 0
この申告書が修正申告 である場合 既確定税額⑬	
差引納付税額⑭	0 0
この課税期間の課税売上高⑮	
基準期間の課税売上高⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税控除不足還付税額⑰	0 0
地方消費税差引税額⑱	0 0
還付額⑲	
納税額⑳	0 0
中間納付譲渡割額㉑	0 0
納付譲渡割額㉒ (㉑-㉑)	0 0
中間納付還付譲渡割額㉓ (㉑-㉑)	0 0
既確定譲渡割額㉔	
この申告書が修正申告 である場合 差引納付譲渡割額㉕	0 0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額㉖	

付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%	
第1種	
第2種	
第3種	
第4種	
第5種	
第6種	
特別計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運手 付 る 由 を 受 付 め ら れ た 場 合	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・協同 本所・支所
預金口座番号	
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-
郵便局名等	
※税務署整理欄	
税理士 名 (電話番号 - -)	
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有	
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	

※①(④+⑤+⑥)-②-③+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns: 区分, 旧税率分小計 (X), 税率6.24%適用分 (D), 税率7.8%適用分 (E), 合計 F (X+D+E). Rows include: 課税標準額, 課税資産の譲渡等の対価の額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 消費税額, 控除過大調整税額, 控除対象仕入税額, 返還等対価に係る税額, 売上げの返還等対価に係る税額, 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額, 貸倒れに係る税額, 控除税額小計, 控除不足還付税額, 差引税額, 合計差引税額, 控除不足還付税額, 差引税額, 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額, 譲渡還付額, 割納税額, 合計差引譲渡割額.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(第10.1)以後終了課税期間用

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns: 区分, 旧税率分小計 (X), 税率6.24%適用分 (D), 税率7.8%適用分 (E), 合計 F (X+D+E). Rows include: 課税標準額, 課税資産の譲渡等の対価の額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 消費税額, 控除過大調整税額, 控除対象仕入税額, 返還等対価に係る税額, 売上げの返還等対価に係る税額, 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額, 貸倒れに係る税額, 控除税額小計, 控除不足還付税額, 差引税額, 合計差引税額, 控除不足還付税額, 差引税額, 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額, 譲渡還付額, 割納税額, 合計差引譲渡割額.

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

(第10.1)以後終了課税期間用

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns for tax period, taxpayer name, and various tax calculation items (1-18) including sales, assets, and input tax credits.

1 本表の計算においては、1行未満の端数を四捨五入する。
2 ⑩税額調整された仕入税額は、付表2-2で作成する。
3 ⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は、その金額を控除した後の金額を記載する。

〔経過措置対象課税期間用〕

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns for tax period, taxpayer name, and various tax calculation items (1-18) including sales, assets, and input tax credits, with additional sub-rows for specific tax adjustments.

1 金額の計算においては、1行未満の端数を四捨五入する。
2 ⑩税額調整された仕入税額は、付表2-2で作成する。
3 ⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿は、その金額を控除した後の金額を記載する。

〔経過措置対象課税期間用〕

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分	税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X	
	A	B	C	(A+B+C)	
課税標準額	①	②	③	④	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	②	③	④	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	③	④	⑤	
消費税額	⑥	⑦	⑧	⑨	
控除過大調整税額	⑩	⑪	⑫	⑬	
控除対象仕入税額	⑭	⑮	⑯	⑰	
返還等対価に係る税額	⑱	⑲	⑳	㉑	
売上げの返還等対価に係る税額	㉒	㉒	㉒	㉓	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	㉔	㉔	㉔	㉕	
貸倒れに係る税額	㉖	㉖	㉖	㉗	
控除税額小計	㉘	㉘	㉘	㉙	
控除不足還付税額	㉚	㉚	㉚	㉛	
差引税額	㉜	㉜	㉜	㉝	
合計差引税額	㉞	㉞	㉞	㉟	
控除不足還付税額	㊱	㊱	㊱	㊲	
差引税額	㊳	㊳	㊳	㊴	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	㊵	㊵	㊵	㊶	
譲渡還付額	㊷	㊷	㊷	㊸	
割納税額	㊹	㊹	㊹	㊺	
合計差引譲渡割額	㊻	㊻	㊻	㊼	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(図.10.1以後終了課税期間用)

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分	税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X	
	A	B	C	(A+B+C)	
課税標準額	①	②	③	④	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	②	③	④	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑤	⑥	⑦	⑧	
消費税額	⑨	⑩	⑪	⑫	
控除過大調整税額	⑬	⑭	⑮	⑯	
控除対象仕入税額	⑰	⑱	⑲	⑳	
返還等対価に係る税額	㉑	㉑	㉑	㉒	
売上げの返還等対価に係る税額	㉓	㉓	㉓	㉔	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	㉕	㉕	㉕	㉖	
貸倒れに係る税額	㉗	㉗	㉗	㉘	
控除税額小計	㉙	㉙	㉙	㉚	
控除不足還付税額	㉛	㉛	㉛	㉜	
差引税額	㉝	㉝	㉝	㉞	
合計差引税額	㉟	㉟	㉟	㊱	
控除不足還付税額	㊲	㊲	㊲	㊳	
差引税額	㊴	㊴	㊴	㊵	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	㊶	㊶	㊶	㊷	
譲渡還付額	㊸	㊸	㊸	㊹	
割納税額	㊺	㊺	㊺	㊻	
合計差引譲渡割額	㊼	㊼	㊼	㊽	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

(図.4.1以後終了課税期間用)

第4-(6)号様式

附表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns: 課税期間, 氏名又は名称, 項目, 税率3%適用分(A), 税率4%適用分(B), 税率6.3%適用分(C), 旧税率分小計X(A+B+C). Rows include: 課税売上額(税抜き), 免税売上額, 非課税資産の輸出等の金額, 課税資産の譲渡等の対価の額, 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額), 非課税売上額, 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥), 課税売上割合(④/⑦), 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み), 課税仕入れに係る消費税額, 経過措置適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み), 経過措置適用を受ける課税仕入れに係る消費税額のみを算入する額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 特定課税仕入れに係る消費税額, 課税貨物に係る消費税額, 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額, 課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬), 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額), 課5課9税, 税優税%, 売未上調上超割合, 高又合場, 控除, 調整, 差引, 貸倒回収に係る消費税額.

注意 1 金額の計算においては、円未満の端数を切り捨てる。 2 消費税額調整後の課税売上高を算出するに当たっては、前掲消費税額を控除して計算する。 3 ⑭及び⑮の計算は、付表2-1の税率計算結果に基づいて行われる。 4 ⑭及び⑮の計算は、前掲3、前掲4、割合を仕入対価の取得等の金額(仕入対価の取得等の金額)と課税資産の譲渡等の金額(仕入対価の取得等の金額)とを比較して行われる。 5 ⑭及び⑮の計算は、前掲3、前掲4、割合を仕入対価の取得等の金額(仕入対価の取得等の金額)と課税資産の譲渡等の金額(仕入対価の取得等の金額)とを比較して行われる。

〔⑭、⑮は貸倒戻り課税期間用〕

第4-(6)号様式

附表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

Table with columns: 課税期間, 氏名又は名称, 項目, 税率3%適用分(A), 税率4%適用分(B), 税率6.3%適用分(C), 旧税率分小計X(A+B+C). Rows include: 課税売上額(税抜き), 免税売上額, 非課税資産の輸出等の金額, 課税資産の譲渡等の対価の額, 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額), 非課税売上額, 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥), 課税売上割合(④/⑦), 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み), 課税仕入れに係る消費税額, 特定課税仕入れに係る支払対価の額, 特定課税仕入れに係る消費税額, 課税貨物に係る消費税額, 納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額, 課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬), 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額), 課5課9税, 税優税%, 売未上調上超割合, 高又合場, 控除, 調整, 差引, 貸倒回収に係る消費税額.

注意 1 金額の計算においては、円未満の端数を切り捨てる。 2 消費税額調整後の課税売上高を算出するに当たっては、前掲消費税額を控除して計算する。 3 ⑭及び⑮の計算は、付表2-1の税率計算結果に基づいて行われる。 4 ⑭及び⑮の計算は、前掲3、前掲4、割合を仕入対価の取得等の金額(仕入対価の取得等の金額)と課税資産の譲渡等の金額(仕入対価の取得等の金額)とを比較して行われる。 5 ⑭及び⑮の計算は、前掲3、前掲4、割合を仕入対価の取得等の金額(仕入対価の取得等の金額)と課税資産の譲渡等の金額(仕入対価の取得等の金額)とを比較して行われる。

〔⑭、⑮は貸倒戻り課税期間用〕

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率 6.24 % 適用分	税率 7.8 % 適用分	合計 C	
		A	B	(A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等 の対価の額	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
特定課税仕入れに 係る支払対価の額	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
	②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②				
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑫A欄の合計金額)	(付表2-3の⑫B欄の合計金額)	※第一表の⑩欄へ	
控除対象仕入税額	④	(付表2-3の⑫A欄の金額)	(付表2-3の⑫B欄の金額)	※第一表の⑩欄へ	
	⑤			※第二表の⑩欄へ	
返還等対価に 係る税額	⑤			※第二表の⑩欄へ	
	⑥			※第二表の⑩欄へ	
売上げの返還等 対価に係る税額	⑥			※第二表の⑩欄へ	
	⑦			※第二表の⑩欄へ	
特定課税仕入れの 返還等対価に係る 税額	⑦	※⑤⑥欄は、課税売上割合が98%未満かつ、特定課税仕入れが一定の事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ	
	⑧			※第一表の⑩欄へ	
貸倒れに係る税額	⑧			※第一表の⑩欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑩欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑩欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	
地方と 異なる 消費税 の課税 標準額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※「イオス」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	⑪			00	
課 還 付 額	⑫			⑩C欄×22/78 ※第一表の⑩欄へ	
	⑬			⑩C欄×22/78 ※第一表の⑩欄へ	
割 納 税 額	⑬			00	

注意 金額の計算においては、1円未満の増数を切り捨てる。

(⑫,⑬)以後終了課税期間用)

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分		税率 6.24 % 適用分	税率 7.8 % 適用分	合計 C	
		A	B	(A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
課税資産の譲渡等 の対価の額	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
特定課税仕入れに 係る支払対価の額	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
	②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②				
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑫A欄の合計金額)	(付表2-3の⑫B欄の合計金額)	※第一表の⑩欄へ	
控除対象仕入税額	④	(付表2-3の⑫A欄の金額)	(付表2-3の⑫B欄の金額)	※第一表の⑩欄へ	
	⑤			※第二表の⑩欄へ	
返還等対価に 係る税額	⑤			※第二表の⑩欄へ	
	⑥			※第二表の⑩欄へ	
売上げの返還等 対価に係る税額	⑥			※第二表の⑩欄へ	
	⑦			※第二表の⑩欄へ	
特定課税仕入れの 返還等対価に係る 税額	⑦	※⑤⑥欄は、課税売上割合が98%未満かつ、特定課税仕入れが一定の事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ	
	⑧			※第一表の⑩欄へ	
貸倒れに係る税額	⑧			※第一表の⑩欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑩欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑩欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	
地方と 異なる 消費税 の課税 標準額	⑩			※第一表の⑩欄へ ※「イオス」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	⑪			00	
課 還 付 額	⑫			⑩C欄×22/78 ※第一表の⑩欄へ	
	⑬			⑩C欄×22/78 ※第一表の⑩欄へ	
割 納 税 額	⑬			00	

注意 金額の計算においては、1円未満の増数を切り捨てる。

(⑫,⑬)以後終了課税期間用)

附表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

Table with columns for tax period, name, and calculation items (A, B, C). Rows include taxable sales, tax-exempt sales, asset transfers, and input tax credits.

注 1 金額の計算において、1円未満の端数を四捨五入する。
注 2 本表記載の金額は、課税売上割合、課税仕入割合の計算等の金額となる場合(仕入税額控除)の場合を除く。112は、その金額を控除した後の金額を記載する。

(記号)は控除対象期間

附表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

Table with columns for tax period, name, and calculation items (A, B, C). Rows include taxable sales, tax-exempt sales, asset transfers, and input tax credits.

注 1 金額の計算において、1円未満の端数を四捨五入する。
注 2 本表記載の金額は、課税売上割合、課税仕入割合の計算等の金額となる場合(仕入税額控除)の場合を除く。112は、その金額を控除した後の金額を記載する。

(記号)は控除対象期間

(削除)

第5-3)号様式

課税仕入れ等の税額の計算表 [小売等軽減売上割合を
使用する課税期間用]

仕入区分用

軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、この計算表を使用して計算をすることができます(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則39①)。

以下の①～⑧欄、⑩～⑬欄及び⑮～⑯欄には、当該適用対象期間中に行った取引について記載してください。

課税期間	・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
適用対象期間	・ ・ ・ ・		

		事業の区分ごとの計算		
		()	()	合計
卸売業及び小売業に係る課税	課税資産の譲渡等(免税取引及び旧税率(6.3%等)が適用される取引は除く。)の税込価額の合計額	①	円	
	軽減対象資産の譲渡等(税率6.24%適用分)の税込価額の合計額	②		
	小売等軽減売上割合 (②/①)	③	[%]	[%]
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	④	円	円
	保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額	⑤		
	課税仕入れに係る支払対価の額等の合計額 (④+⑤)	⑥		
軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額 ※1 (⑥×②/①×6.24/108)	⑦			円
軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額 ※1 (⑥-(⑥×②/①)×7.8/110)	⑧			
取引	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑨	税率6.24%適用分 円	税率7.8%適用分 円

(※1) 値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、裏面の3を参照する。

		税率6.24%適用分 イ	税率7.8%適用分 ロ
卸売業及び小売業に係る課税以外の取引	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) (※2)	⑪	円
	課税仕入れに係る消費税額	⑫	(⑪イ欄×6.24/108) (⑪ロ欄×7.8/110)
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	
	特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	(⑬ロ欄×7.8/100)
	課税貨物に係る消費税額	⑮	
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯	
取引	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	⑱

(※2) 値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合には、その金額を控除した後の金額を⑱欄に記載する。

全課税に係る取引	軽減対象資産に係る課税仕入れ等(税率6.24%適用分)の税額の合計額 (⑦合計±⑨+⑰)	⑲	円
軽減対象資産に係る課税仕入れ等以外の課税仕入れ等(税率7.8%適用分)の税額の合計額 (⑧合計±⑩+⑱)	⑳		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 事業の区分ごとの計算がこの計算表に記載しきれないときは、この計算表を複数枚使用し、事業の区分ごとに①～⑧欄を適宜計算した上で、いずれか1枚の計算表に⑦及び⑧欄の合計額を記載する。

消費税及び地方消費税の更正の請求書

※順 号 ※整理番号		(千 ー) (電話 ー ー)
		(フリガナ)
令和 年 月 日	納 税 地	
税務署長	氏 名	
	個 人 番 号	
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。		
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等	令和 年 月 日付	
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分	正 当 と す る 額
消 費 税 の 税 額	000円
課 税 標 準 額 ①	
消 費 税 額 ②	
控 除 過 大 調 整 税 額 ③	
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	
税 貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00
中 間 納 付 税 額 ⑩	00
納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00
こ の 請 求 前 の 既 確 定 税 額 ⑬	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	00
控 除 不 足 還 付 税 額	
差 引 税 額 ⑮	
還 付 税 額 ⑯	
納 付 税 額 ⑰	00
中 間 納 付 還 付 税 額 ⑱	00
納 付 還 付 税 額 (⑰-⑱) ⑲	00
中 間 納 付 還 付 還 付 税 額 (⑱-⑰) ⑳	00
こ の 請 求 前 の 既 確 定 還 付 税 額 ㉑	

還付される税金の受取場所 イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	--

添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確認	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 個人番号カード/通知カード・運転免許証 書類 その他()	備考
----------	--------	-------	----	-------	-------	---	-------------------------------------	----

消費税及び地方消費税の更正の請求書

※順 号 ※整理番号		(千 ー) (電話 ー ー)
		(フリガナ)
令和 年 月 日	納 税 地	
税務署長	氏 名	
	個 人 番 号	
下記のとおり、国税通則法第23条(消費税法第56条)及び地方税法附則第9条の4の規定により更正の請求をします。		
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等	令和 年 月 日付	
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分	確 定 額 (額)	正 当 と す る 額
消 費 税 の 税 額	000円	000円
課 税 標 準 額 ①		
消 費 税 額 ②		
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		
税 貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	00
中 間 納 付 税 額 ⑩	00	00
納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	00
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00	00
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額		
控 除 不 足 還 付 税 額		
差 引 税 額 ⑮	00	00
還 付 税 額 ⑯		
納 付 税 額 ⑰	00	00
中 間 納 付 還 付 税 額 ⑱	00	00
納 付 還 付 税 額 (⑰-⑱) ⑲	00	00
中 間 納 付 還 付 還 付 税 額 (⑱-⑰) ⑳	00	00

還付される税金の受取場所 イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
--	--

添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署 処理欄	通信 日付印	年 月 日	確認	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認 個人番号カード/通知カード・運転免許証 書類 その他()	備考
----------	--------	-------	----	-------	-------	---	-------------------------------------	----

消費税及び地方消費税の更正の請求書

令和 年 月 日		納税地 (〒 -)	※整理番号	
		(電話 - -)		
税務署長殿	(フリガナ)	法人名		
	法人番号			
	(フリガナ)	代表者氏名		
国税通則法第23条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき		自 令和 年 月 日	課税期間の	
消費税法第56条		至 令和 年 月 日		
令和 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。				
記				
区 分		更正の請求金額		
消費税額の計算	課税標準額①	000円		
	消費税額②			
	控除過大調整税額③			
	控除の税額	控除対象仕入税額④		
		返還等対価に係る税額⑤		
		貸倒れに係る税額⑥		
	控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦			
	控除不足還付税額(⑦-②-③)⑧			
	差引税額(②+③-⑦)⑨	00		
	中間納付税額⑩	00		
	納付税額(⑩-⑨)⑪	00		
	中間納付還付税額(⑩-⑨)⑫	00		
	この請求前の既確定税額⑬			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	00		
	控除不足還付税額	差引税額⑭	00	
		還付額⑮		
	譲渡割額	納税額⑯	00	
	中間納付譲渡割額⑰	00	00	
	納付譲渡割額(⑰-⑮)⑱	00	00	
中間納付還付譲渡割額(⑱-⑰)⑲	00	00		
この請求前の既確定譲渡割額⑳				
(更正の請求をする理由等)				
修正申告書提出年月日	令和 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日			
還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所		貯金口座の記号番号	
		ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		
		郵便局名等		
預金 口座番号				
税理士署名				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
			番号確認	
			整理簿	
			備考	
		通信日付印	年 月 日	
			確認	

消費税及び地方消費税の更正の請求書

令和 年 月 日		納税地 (〒 -)	※整理番号	
		(電話 - -)		
税務署長殿	(フリガナ)	法人名		
	法人番号			
	(フリガナ)	代表者氏名		
国税通則法第23条及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき		自 平成 年 月 日	課税期間の	
消費税法第56条		至 平成 年 月 日		
平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。				
記				
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額	
消費税額の計算	課税標準額①	000円	000円	
	消費税額②			
	控除過大調整税額③			
	控除の税額	控除対象仕入税額④		
		返還等対価に係る税額⑤		
		貸倒れに係る税額⑥		
	控除税額小計(④+⑤+⑥)⑦			
	控除不足還付税額(⑦-②-③)⑧			
	差引税額(②+③-⑦)⑨	00	00	
	中間納付税額⑩	00	00	
	納付税額(⑩-⑨)⑪	00	00	
	中間納付還付税額(⑩-⑨)⑫	00	00	
	この請求前の既確定税額⑬			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	00	00	
	控除不足還付税額	差引税額⑭	00	
		還付額⑮		
	譲渡割額	納税額⑯	00	
	中間納付譲渡割額⑰	00	00	
	納付譲渡割額(⑰-⑮)⑱	00	00	
中間納付還付譲渡割額(⑱-⑰)⑲	00	00		
この請求前の既確定譲渡割額⑳				
(更正の請求をする理由等)				
修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類		
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日			
還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所		貯金口座の記号番号	
		ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合		
		郵便局名等		
預金 口座番号				
税理士署名				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	
			番号確認	
			整理簿	
			備考	
		通信日付印	年 月 日	
			確認	